

特別管理産業廃棄物とは

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する表2に掲げるものです。

特別管理産業廃棄物については、普通の産業廃棄物と異なる取扱いをする必要があります。

表2 特別管理産業廃棄物の種類（政令第2条の4）

種類	内容
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上のもの）
(4) 感染性産業廃棄物	医療関係機関等（病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る）をいう）から医療行為、研究活動等に伴い生じた産業廃棄物のうち、排出後に人に感染症を生じさせるおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
ポリ塩化ビフェニル汚染物	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥 ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず及び繊維くず ・ポリ塩化ビフェニルが付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず及びがれき類
ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
廃水銀等及びその処理物	水銀の回収施設、水銀使用製品製造施設、灯台回転装置設置施設、水銀媒体の測定機器を有する施設、試験研究機関、各種学校及び職業訓練施設、保健所、検疫所、防疫所、検査業に属する施設等から生じた廃水銀及び廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さに適合しないものに限る）
指定下水道汚泥及びその処理物	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及びその処理物であって、表3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
鉱さい及びその処理物	表3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
表3に掲げる産業廃棄物及びそれらの処理物	産業廃棄物の種類ごとに政令別表第3に掲げる施設又はその施設を設置する事業場から生じる産業廃棄物で、表3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの

表3 特定有害産業廃棄物に関する基準

種類 有害物質	燃え殻・鉱さい・ ばいじん・これら の処理物※1 (溶出 mg/%)	汚泥及び その処理物※1 (溶出 mg/%)	廃酸・廃アルカリ (含有 mg/%)	廃油	ポリ塩化ビフェニル 汚染物・処理物
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	廃溶剤であって・ ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1・2-ジクロロエタン ・1・1-ジクロロエチレン ・シス-1・2-ジクロロエチレン ・1・1・1-トリクロロエタン ・1・1・2-トリクロロエタン ・1・3-ジクロロプロペン ・ベンゼン ・1・4-ジオキサン を含むもの	①廃油：0.5mg/kg ②廃酸・廃アルカリ： 0.03mg/% ③廃プラスチック 類・金属くず 付着又は封入し ていないもの ^{注)} ④陶磁器くず 付着していない もの ^{注)} ⑤その他 0.003mg/% (検液として) 注) 洗浄液：0.5mg/kg 拭き取り物： 0.1µg/100cm ² 切り取り物： 0.01mg/kg (値以下であるもの は・付着・封入して いないと判定)
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05		
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.3		
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1		
有機燐化合物	—	1	1		
六価クロム化合物	1.5	1.5	5		
砒素又はその化合物	0.3	0.3	1		
シアン化合物	—	1	1		
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003	0.03		
トリクロロエチレン	—	0.1	1		
テトラクロロエチレン	—	0.1	1		
ジクロロメタン	—	0.2	2		
四塩化炭素	—	0.02	0.2		
1・2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4	① ばいじん ② 燃え殻 ③ 汚泥 ④ ①～③の処理物 } 3ng-TEQ/g ⑤ 廃酸・廃アルカリ 及びこれらの処理物 0.1ng-TEQ/l	
1・1-ジクロロエチレン	—	1	10		
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	0.4	4		
1・1・1-トリクロロエタン	—	3	30		
1・1・2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6		
1・3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.2		
チウラム	—	0.06	0.6		
シマジン	—	0.03	0.3		
チオベンカルブ	—	0.2	2		
ベンゼン	—	0.1	1		
セレン又はその化合物	0.3	0.3	1		
1・4-ジオキサン	0.5※2	0.5	5		

〔備考〕 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日 総理府令第5号）等に基づく。

※1 処理物が廃酸・廃アルカリである場合は・廃酸・廃アルカリの基準を適用する。

※2 ばいじん及びばいじん処理物のみ適用する。